

答 申 第 1 5 0 号
令和 7 年10月24日
(諮問公第174号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「3 委員の選任案」については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年8月30日付けで、「公安委員会の委員の選任に関する起案文書（議会への人事案件提出に係るもの）保存期間内のもの全て」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年10月16日付け人第1-61号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年11月12日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

開示文書のうち「公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について」の「3 委員の選任案」の不開示部分の「開示」を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、次のとおりである。

ア 審査請求に係る処分は、違法・不当である。

イ 情報開示請求を行った趣旨は警察法（昭和29年法律第162号）第39条に基づく公安委員会の委員の選任がどのようなプロセスで選ばれているかを確認しようとするものである。また、本文書は県警が知事部局に対して、候補者の推薦を行っているという重要な文書であり、当該非開示部分については、県警が委員の選任について、どのような形で関与していたかを明らかにするものである。

ウ 警察法において公安委員の選任の基準は「当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの」でかつ「破産者で復権を得ない者」、「禁錮以上の刑に処せられた者」を除くとされており、対象者は単純に約130万人に上ると推計される。

エ そのため、公安委員としての職務を適切に遂行することができる者を選び出すプロセスは、「県民の良識を代表して、警察の仕事に県民の考えを反映させる」という職責の重さを鑑みると、当然に県民に知らしめるべきものである。

オ 不開示理由、円滑な人事の確保にどのような支障があるのか不明である。

カ 非開示とすることは適切ではなく、情報公開制度の趣旨を損ない、県民の知る権利が阻害された。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について

(2) 一部開示決定の理由

ア 公安委員会委員の選任は、人事管理に係る事務であり、当該事務は当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

不開示部分については、委員として適任の者を選定するに当たり、その考え方等について、組織内部において説明するための情報であり、どのような観点で選定を行ったかということを開示した場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

このことから、条例第7条第6号エに規定する人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ 公安委員会とは、都道府県知事の所轄の下に置かれる組織であり、本県においては、3人の委員をもって組織しており、都道府県警察を管理することを役割としている。

公安委員会の委員の任期は、警察法において規定されており、任期は3年、2回に限り再任することができる」とされている。

ウ 当該不開示部分については、公安委員会委員の選任の手続きをするに当たり、県警察本部警務部総務課が作成した文書（「公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について」、「公安委員候補者名簿」）を参考情報として人事課が聴取し、これらの情報を参考に知事が選任し、県議会で同意を得て任命する手続の一環のものである。

なお、公安委員会のみならず、他の特別職の選任についても、所管する所属が作成した文書を参考に同様の手続を行っている。

また、県警察から聴取した参考情報については、経歴等は参考にしているが、あくまで全体を見た中で適任である候補者を選任するという方法で行っている。結果とし

て県警察の選任案のとおりとなることもあるが、それにとらわれないように行っている。

エ 選定方法が明らかになった場合、人選前で想定されることとしては、任期満了前の外部からの斡旋が人事当局に行われること、人選後で想定されることは、他の候補者が適任だったのではないか等の人事当局への外部からの圧力や干渉などを誘因するおそれがあり、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えている。

オ これは、公安委員会のみならず、他の特別職の選任についても、同様に想定されるおそれであり、当該不開示部分を開示することとなると、他の特別職の選任手続にも影響が及ぶものと考えている。

カ 実際に、これまで圧力や干渉等を受けたことはない。しかし、今回の公安委員会のみならず、人事に関する事務を行う上で、仮に圧力や干渉等があった場合、それに応じることはないが、そういう予断があると、公正公平な判断への影響がないと言い切れない部分もある。

そのため、判断への影響がないように、様々な意見を聴取した上で判断を行うプロセスになっている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年12月12日	諮問を受けた。
令和7年9月1日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
9月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
10月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件審査請求について

本件審査請求は、上記2(2)のとおり、本件処分のうち、「公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について」の一部を不開示とした処分の取消しを求めるものであることから、審査会は当該処分についてのみ判断する。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求における対象公文書は、実施機関において公安委員会委員の選任に係る手続を行うに当たり、県警察本部警務部総務課から参考情報として取得した「公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について」と題された文書であり、審査請求

人はこのうち「3 委員の選任案」の不開示部分の開示を求めている。

実施機関は、当該不開示部分について、条例第7条第6号エに該当し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としていることから、当該不開示部分の条例第7条第6号に規定する不開示情報該当性について検討する。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）

条例第7条第6号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

さらに，同号本文の「次に掲げるおそれ」として，同号エでは「人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本規定は，実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく，各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある，また，事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし，公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお，「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され，「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が要求される。

エ 公安委員会委員の選任手続について

公安委員会委員の任命については，警察法第39条において，都道府県知事が都道府県の議会に同意を得て任命することとされている。

実施機関によると，公安委員会委員の候補者選任に係る手続は，県警察本部警務部総務課が作成した「公安委員会委員の任期満了に伴う後任候補について」等を参考情報として実施機関が聴取し，これらの情報を参考に選任し，県議会で同意を得て任命しているとのことである。

なお，公安委員会のみならず，他の特別職の選任についても，所管する所属が作成した文書を参考に同様の手続を行っているとのことである。

オ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

本件対象公文書には，実施機関が公安委員会委員を選任するに当たり，県警察本部から聴取した候補者選任の参考とする情報が記載されている。

このうち「3 委員の選任案」について，実施機関は，委員として適任の者を選定するに当たり，その考え方等について，組織内部において説明するための情報であり，どのような観点で選定を行ったかということを開示した場合，外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると説明している。

審査請求人は，公安委員の職責の重さを鑑みると，当然に県民に知らしめるべきも

のであり、円滑な人事の確保にどのような支障があるのか不明である旨主張しているところ、実施機関は、選任方法が明らかになった場合、人選前で想定されることとしては、任期満了前の外部からの斡旋が人事当局に行われること、人選後で想定されることは、他の候補者が適任だったのではないか等の人事当局への外部からの圧力や干渉などを誘因するおそれがあるとしている。その結果、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、公安委員会のみならず、他の特別職の選任も含め、影響が大きいと主張している。

しかし、当審査会において見分したところ、当該不開示部分には、県警察本部警務部総務課が公安委員候補者名簿を作成するに当たり考慮した一般的事項と思われる内容が記載されており、実施機関は、これらの情報をあくまで参考情報として聴取しており、当該選任案のとおり選任するものではなく、名簿全体を見て適任である候補者を選任すると説明していることから、実施機関の公安委員会委員の選任手続に影響があるとは考えにくい。

また、実施機関によると、実際にこれまで外部からの圧力や干渉等を受けたことはなく、仮にそれらがあつた場合も応じることはないとのことであるため、法的保護に値するほどの公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす蓋然性があるとは認められない。

したがって、本件不開示部分については、条例第7条第6号エに該当すると認められないため、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。